

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南会津町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	67-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.minamiaizu.org/gyousei/

執行機関名

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南会津町重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年南会津町告示第62号)による重度障害児(者)日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第5の項 南会津町重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年南会津町告示第62号)による重度障害児(者)日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(平成41年法律第128号)第1条	南会津町重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年南会津町告示第62号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に 障害を有する児童 について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の 障害を有する児童 に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の 障害を有する者 に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の 福祉の増進 を図ることを目的とする。	第1条 この事業 在宅重度障害児(者) が日常生活に必要とする用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、 在宅重度障害児(者)の日常生活の便宜 を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南会津町重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年南会津町告示第62号)